

ときがわ町水道審議会会議録

会議の名称	令和3年度第2回ときがわ町水道審議会
主な議題	(1) 水道料金の見直し(改定)について (2) その他
開催日時	令和3年6月30日(水) 開始 14時00分 終了 16時23分
開催場所	ときがわ町役場第二庁舎 3階協議会室
会議録の公開(非公開・一部非公開)とその理由	公開
出席者	小宮正委員、野原和夫委員、岡本忠委員、峯岸正明委員、 前田郁子委員、清水隆委員、戸口隆雄委員 水道課伊得正巳課長、小林大介主幹、 小輪瀬泰主事
審議等内容又は概要	・清水隆会長あいさつ 議事1 水道料金の見直し(改定)について 議 長 清水隆会長 説明者 事務局 説明の概要 資料No.1、2 及び参考資料により水道料金の見直し(改定)について事務局が説明 質 疑 委 員 資産維持率が3%と1%代がある。資産維持率について説明をしておいた方がいいと思う。何%が理想なのか。料金を合わせるために下げているのか。 事務局 資産維持率は、建設改良工事に要する費用となる。全体の償却資産がどれくらいあるのかに対して何%を算定期間で改定していくかを示す率になる。3%というのは、料金改定の手引きで3%を標準とするとあるので、基本は3%ということで作成している。ただし、3%だと資料No. 1-1 や資料No. 1-2 のように、改定率になるとそこそこ大きな率になってしまう。そこで、資産維持率をも

	っと低くしたりすることで、資料 No. 1-3 や資料 No. 1-4 のように低い改定率の数字を出している。ときがわ町の場合、工事に必要なお金が足りるか足りないか、資金不足、資金ショートという説明をしているが、その資金を 0 にすると支払いができなくなってしまう。資料 No. 1-3 や資料 No. 1-4 についてはギリギリではあるが令和 8 年度までの算定期間でお金が足りなくならないように資産維持率を低くしたりして料金を変えたりしている。他の事業体では、3%でなく、0.何%という計算をしている所もあるようである。そのあたりについては各市町村の財政状況などがからんでくると考えている。
委 員	例えば 1%だと、100%になるまで 100 年かかるということである。
事務局	ただ今の資産維持率については、現在のときがわ町の建設改良工事の費用の割合でいくと、今年度は非常に多いが、今までの平均では 1%前後しかやっていない。それを 3 倍、建設改良工事をこなしていかなければならない。それだけ費用がかかる。委員のいうとおり、1%だと 100 年かかるということになる。
議 長	基準の 3%を 1%に下げても、ときがわ町は問題ないかというのが本筋だと思う。改良をしっかりとやっていった方が将来はきっちりした施設になると思う。その考え方として大丈夫ということによろしいか。委員から、改定率 30%程度にというのを踏まえて新たに 4 案検討したと思うが、やはり、それなりの根拠があってこれでも大丈夫だというものになっていないと委員も納得できないのではないかと考える。
事務局	事務局としても、経営戦略にもあるとおり今後更新というのはどんどん進めていかなければならないと考えている。そのためには、お金が必要になってくる。そうすると資産維持率もちやんとした額をみて、お金をいただけるものはいただいて、工事もしっかりやっていくというのが理想、本筋だと思っている。今回資料 No. 1-3 のような低い数字を出させてもらったが、それはできるのか、いいのか悪いのかというよりも、高い改定率というのをみるとこんなに上がるのかという話もどうしても出てくると思う。低くなれば、当然その資金が厳しくなるわけだが、それを踏まえて審議していただきたい。

	委 員	料金改定して決まった料金が何年持つのかということもあると思う。最初にどんと上げるのがいいのか、ちょっとずつ上げるのがいいのかということもあるし、人口が減っていくわけだから、後に行くほど負担が大きくなるので町民が納得するかどうか分からないが、どんと上げてしまった方が維持していくためには必要だと思う。
	委 員	これは 5 年後のところまで見ているわけだが、10 年、20 年と続くということである程度の試算は出しておいた方がいいのでは。
	事務局	前回、経営戦略というもので示したが、今後 10 年間の予測をもとに算出して計画を立てた。若干計画とずれてきているが、審議していただいた中では 5 年後には 30%、その 5 年後には 10%が必要かという計画を策定した。その先については試算までしていない。
	委 員	県水を毎年 2%ずつ減らしていくというのは、埼玉県は了承しているのか。
	事務局	これから交渉していく。単価についても、現状のままの試算なので、そのあたりも今後わからない。
	委 員	県水を下げられない認識があった。県とすると、送水するためにお金を使っているのだから、取ってもらえないと困るというのがあると思うので、そんな簡単に減らしていけるか不安なところがある。
	議 長	もしよければ県の職員も来ているので、もし答えられる範囲で答えていただければと思う。
	埼玉県	2%県のほうで下げられるかについては、事務局からも説明があったと思うがこれからの協議になると思う。ただ、事務局で 2%と決めている背景は、全体の需要が 2%ずつ落ちるという有収水量の減少を見込んでいる。その場合に県水を 2%落とすというのは自己水も同じ率で需要に合わせて 2%ずつ落としておくという考えに基づいているので、自己水と県水の割合といった率でそれを維持していくという考えに近いものと思っている。どうしてもだめという設定ではないと思う。
	委 員	県水を減らす方向性について、平成 28 年度に少し減らし、それで約 243 万円の費用を削減できた経緯がある。その後に町に対しての質問の中で県水を減らす方向は考えていないと答えを得た。それは先ほどの説明の中では人口減少、需要が減ってくると減らさざるをえないとい

	うことで、これは県との交渉となる。問題と思ったのが、自己水との割合が今後どういう影響になるか。それと、有収率が低い現状をどう見るかも含めて、当時 4,700 万円くらいは漏水で無駄になっているという現状を金額で示された。そういうことを踏まえた中で、上げて町民負担を底上げするのか。これで理解されるのかということも慎重に考えるべきだと思う。基本料金を下げて 5 m³位で設定する料金改定をすることで住民の理解が得られるのではないかという考えがある。10 m³に満たない世帯が、令和 2 年度に 1,506 件という報告もある。でも料金は 10 m³分ということで、基本料金を払っている。これから高齢者社会がうまれる中でも、そういった人たちを少しでも軽減させて、水を飲んでいただくといった町のいたわりも必要なのではないか。まして今コロナ禍の中でいろいろな問題が出ているので、そういうことも慎重に考えたらと思う。
事務局	議会の答弁の中で県水を減らさないという発言はした。ただ、その時の状況と現在は違っていて、前回説明した旧玉川工業跡地の企業進出の件や、議会でも説明したとおり安定的に供給するにあたって県水は不可欠だという話はさせていただいている。そういうことでご理解いただけたらと思う。先ほどの埼玉県の話も踏まえた中で調整を図って検討していきたいと思っている。基本料金については、資料 No. 2-1 の案 2 が、月 5 m³、2 か月で 10 m³で 3,563 円になる。この右に 40.3%とあるものが、全体で 69.7%上げなければいけないところを、40.3%までに抑えているという形で配慮している。20 m³使った場合は案 1 と同じく 4,311 円になるという表である。
委員	案 4 はもっと低くしている計算。
事務局	全体で 61.4%なのを、33.5%に抑えているということ。
委員	資料 No. 2-1 の 3 の例は、かなり大量に使う家庭ということか。資料 No. 2-2 の 3 の例は 1 世帯 5 人平均ということで出ている。後者の案だと 1 万といくらになるというところで、前者の場合だといくらになるのか。
事務局	メーター 50 mm を使った場合というのは、いわゆる大口利用者のところに大きい口径のメーターがついていて、そういった場合はこうなるというものである。資料 No. 2-1 の 2 ページ目をご覧くださいと思う。使用水

	量が縦軸にあり、一般的は3人～4人の家庭だと2か月で50 m³～60 m³になるが、現行料金で例えば50 m³なら6,740円であるのが案1では11,361円になるという見方で判断していただけたらと思う。今のご自宅の使用水量がだいたいわかっていれば、どれくらいになるのかはこれでわかる。これに消費税がかかる。 議 長 今の資料3 ページ目の水道料金計算例で55 m³の計算を案8でしているが、60 m³まで190 円なので、従量料金③の単価が違うと思う。これは後で修正しておくように。
	討 論 議 長 本日は料金改定率と料金体系について討論いただく。まず、平均改定率について意見がある方はいるか。あくまでときがわ町の水道が将来にわたって安定的に給水できるという前提のもとでの改定になると思う。
	委 員 事務局 広域化は何年先になるのか。 水道法が令和元年10月1日から一部改正されて、県が広域化に向けた音頭取りをするようになり、その計画が来年度中に作られると思う。今の県の水道ビジョンでいうと、2030 年度までに県内を6 ブロックにして検討している。その先に県統一となる。それも概ね半世紀先の話である。県では今、広域化と広域連携ということで進めようとしている。まだ具体的にいつ、どうというのは、はっきりとは示されてはいない。
	委 員 ときがわ独自の改定と住民の納得いく料金改定で当分はいけると思う。施設の老朽化も含めてある一定の目安はついていると思う。その老朽化も直していけば、今後10 年くらいはなんとかなるのではないかな。 事務局 そのために経営戦略で、10 年間でスパンを切って持続可能な計画という形で計画を立てた。そこから先は、アセットマネジメントをして資産の更新を平準化させたりして、毎年できるような計画にした中で、その10 年を、優先順位をつけて計画したものが経営戦略である。
	委 員 それはわかるが、この間の話の中で、高料金対策補助金 7,000 万円は今までどおり現状のままやってもらいたいという答えが出た。それを含めて料金体系もそこに入ると思う。それで、やはりときがわ町は自己水と県水の割合があるが、自己水の山の方の人たちも今の料金体系

	でやっていかないとまずい。山の方と下の方でときがわ町では差がある。いろいろな負担も割合で高くなる。経費がかかるということがうまれてしまう。ただ、大野の方は簡易水道だから少し違う。そこのところに県水をとというのは、無理な話である。
事務局	現在の給水区域の中でも、相当標高の高い地域がある。そこまで、皆同じようにとって県水を持つていくのはほぼ不可能な話であり、更に資産を増やすようなものであるから非効率である。そういったことは今のところ考えはない。逆に、いかに今の資産を減らしていけるか。新たに作ることはできない。
委員長	これは、今回で決めないとなのか。 まだ大丈夫だと思う。今回が最後ではない。ただ、ある程度の方向性は決めていかないと時間が無くなってきてしまう。
委員事務局	水道料金は違うところがあるのか。 料金については、利用されている方の料金体系は同じである。
委員	できるだけ低くという前回の話もあったが、やはりこの 34.6%で令和 8 年度の残高がほぼなくなるということそのまを見逃すわけにはいかないと思う。先ほど別の委員の方が 20 年先、30 年先といったのは、今の若い人たちが大人になったときに、水道料金がどうなるのかというのが心配で言ったのだと思う。ただ、今回はあくまで令和 8 年度までだが、このまま残高がなくなるということは、人口がますます減っていく中で、この先また更に 5 年間は 70%でも間に合わなくなってくる可能性があるのではないかと懸念がある。なので、30%というのは現実的ではないのではと思う。また、資産維持率 1.11%と低くなっていて、町にいろいろな施設が多い中必要最低限これで大丈夫ということならいいが、それも心配な範囲なのではないかと思う。逆ザヤも解消されない。
事務局	新聞記事にあったような試算を出されたところがあるが、ときがわ町も同じような状況である。人口が減ってきて、大きなところだと 18 年度の料金から 4.2 倍にしなければという記事も書いてあるが、まさしくそういうような状況が人口減少によってうまれているとここで試算している。もう 1 つ指摘のあった事務局から追加で出し

	た 34%というのは、できるだけ低くという中であくまで試算したものであり、令和 8 年度にはお金が底をつく寸前ぎりぎりのラインということである。翌年度にはお金が無くなってしまうのは明らかである。そういった中で、経営戦略の中でもそこでもう 1 回値上げをしないと、資金ショートが生じてしまう見込みがあるということである。
議 長	有収率はどのくらいを見込んでいるか。有収率によって料金収入がかなりかわると思うので、改善されれば収入にも反映されると思う。
事務局	率については後からお示しする。今あった有収率の向上によって料金収入が上がるかは別問題である。使用水量によって料金収入が上がってくるので、有収率が上がったからといって料金が増えるわけではない。
議 長 事務局	言い方を変える。支出が減るということだと思う。 他の委員から話のあった年間 5,000 万円や 6,000 万円といった金額は、供給単価なりの単純計算しただけであって、それを試算して支出がいくら減ってとちゃんと試算した数字ではない。例えば自己水と県水の水量の配分にもよるかもしれないが、仮に県水が 200 トン減れば、年間何百万円と支出が減るかもしれない。ただ、収入が増えるわけではないので結局はそんなにも大きく影響するということではない。電気料などの固定費は非常に高い。変動して費用が左右されるものは少ない。
委 員 事務局	その費用は誰が払っているのか。 当然お客様が支払っているが、それが一律 5,000 万円、4,000 万円と議会で言っている中では、あくまで単純計算した場合である。年間 500 万円から水道料金収入が減ってきている状況の中で、有収率を上げたからといって増えるわけではないというのは、ご理解いただきたい。
委 員	1,000 トン水が必要として、500 トン漏れていたなら 1,500 トン買わないと足りない。500 トンはただ捨てているものだから、それが戻ってくれば単純にだが 500 トン儲かる、経営的に楽になるということではないか。
事務局	それは、費用が減るということ。各家庭の使用量が増えるわけではない。
委 員	漏水しているのも使用量として考えられる。それが減れば、増える。

	事務局 動力費も今まで 1,000 トンの水を送る動力を使っていたのが、900 トンないし 800 トンの送る量になれば、若干は電気料が減るといった支出減は見込まれると思う。ただ、給水単価をかけて例えば 100 トン、1,000 トン分有収率が良くなったから、かけることの給水単価何百何十何円分費用が減るといった効果ではない。 委員 水道の運営をしているときに、無駄な水をなくすために修理をして維持管理をしていくわけだから、無くなってしまう水を減らす運営をしていかないといけない。変わらないという考え方は違うと思う。 議長 収支を考えた場合に、健全運営をするために有収率の向上を目指していくというのが水道事業者の責務だと思う。そこらへんをよく考えてもらって、努力をお願いしたい。 委員 料金改定率と体系は一体ものだと思うので、料金体系についての討論をしたいと思う。体系について意見のある方はいるか。 委員 資産維持率の関係で、案 1 と案 2 は 3% で、資産維持費が 4 億円になっている。例えば 3% にして水道課の方でその建設改良を 3% ずっと維持してやっていく能力があるか。 事務局 3% 分の工事ができるかということか。そこについては話をリンクさせて考えていなかったが、基本的には経営戦略でこれだけの工事をやっていくというのが基本になっている。 委員 現状の配水管とかの維持を考えて耐用年数が体感で 50 年くらい。本当は 40 年だが、50 年くらいもつと 2% でも 1 周すると 50 年だから、2% くらいでもいいのでは思ったりするが、改修していく能力、人材が確保できるか。 事務局 例えば令和 4 年度の建設改良費は 1 億 3,000 万円くらいである。今年度でも 1 億円までないが、櫛平浄水場の工事が 2 億円くらいに今回なる。それを平準化したときにはやっていけると思う。管の延長が長くなるだけで、やることは一緒である。 委員 一緒だが、それを設計して発注できるかどうか。配水管の工事とするとかなりボリューム的に大きいと思う。 事務局 石綿セメント管を今年発注しているが、それが 5,000 万円弱である。あと、3,000 万円、2,000 万円クラスのも
--	---

	委 員 事務局 のも 3、4 本出しているの、それくらいはできると思う。 3%だと 4 億円くらいでは。 3%を金額にすると、だいたい 8,000 万円くらいの金額になる。工事費の資金原資となるものは、減価償却費などが含まれるのだが、資料 No. 1-1 の下の方でやっている資金残高をみると、今 3 億円程度ある中でこれが年度末に残るであろうお金の残高になる。気持ち少しずつ増えてはいるが、決して多すぎるということはなく、将来に向けての余裕をもってという面もあるので過大な数字ではないと思っている。もちろん、これについてどれくらいが適正かというところと難しいところがある。 委 員 事務局 それは考え方で、基本計画があって 3%だと 30 年ごとで 1 周する。それをどう考えるか。 経営戦略の時にもお話ししたが、アセットマネジメントをして長寿命化を図った中では、耐用年数の 1.5 倍で計算している。3%だと大丈夫だが、2. 何%となった場合には、そういう計算も成り立つと思う。 委 員 事務局 料金改定をするときには、民間の承認を得ないとだめだから議決を得ないとだめだが、その説明をするときにこの維持率は高いのかとか、いいのかとか質問されたときに、高すぎなく低すぎなくちょうど計算してこういうくらいでこうなるというのを出示してもらった方がいい。あくまでみんな仮定だが、ある程度根拠的なものとしてただ単に 3%をポンと出すのではなく、3%や 1. 何%というものがあるが、その維持率の関係でかわってくるから理想は 3%だが、ときがわ町としては最低何%が必要だというのがあった方がいい。 算定要領の中で適正な資産維持率は 3%が望ましいということに変わらないが、ときがわ町としてどれだけの資産維持率が必要かというのを判断したときには、例えば後から出した 1. 何%というのはただ資金ショートをさせないための率であって適正ではないぎりぎりのラインという意味で提示している。それは、1.11%がいいとは思っていない。 委 員 理想的なものが、詰めていく話の中で出てくるのだろうが、そのへんをよく考えてもらった方がいいかなと思う。素人的にも納得できるように。あと、全体で決めるのに高料金対策補助金をどうするとなったときに、前回
--	---

	7,000 万円を維持しようということになったので、一般会計が許すならそれはそれでいって、改定率を抑える方向にもっていければいいと思う。
事務局	第 1 回の会議の中で、高料金対策補助金をなくして独立採算の原則に基づいて試算した場合百何%というのをお示しした。それは比較をしてもらうために試算したものである。現状ときがわ町は過去のいろいろな経過があり、現状があるわけであって、それが前回の話の中で継続できるのであれば継続してもらった方がいいのではないかという議論だったと思う。その中でも今回お示したのは、それを持続するのと減らしていくパターンをお示ししている。そこらへんの議論をふまえて、方向性を決めていただけたらと思っている。
議 長	今、事務局からの回答があったが、高料金対策補助金 7,000 万円について、この委員会としては継続すべきということか、少しでも毎年減額していくのか、それによって収支がかなり変わる。前回のみなさんの意見を聞いている限りだと、やはり改定率が高率になるよりは補助金をもらい続けるべきではないかというのがみなさんの意見だったと記憶している。高料金対策補助金については、財政当局と交渉し、継続して 7,000 万円がもらえるよう続けてもらうということでこの件はよろしいか。 (委員から異議なし)
事務局	それと、資産維持率は基本が 3%だが、先ほど説明があった 1.11%というのが最低限で、でも逆ザヤも解消されないという状況下の中で、先ほどの質問、回答で 2%がいいのか、3%維持続けるのがいいのかといったときに、今回 2%というのは示されていないがその試算はできるか。 前回 2%でお示しして、今回また 3%に戻しているのでそこはそんなに難しい話ではない。その時の試算だと 49%である。少しやってみたという数字で、条件は今日料金対策補助金が 7,000 万円のまま、企業債借入が 4,000 万円のまま、資産維持率を 2%で県水受水費を年 2%減で計算をすると、料金改定率が 46.5%となる。
委 員 事務局	逆ザヤは解消されるのか。 解消されない。高料金対策補助金をもらっているということが、その分料金が上がらないわけなのでどうしても逆ザヤを解消するという面では、高料金対策補助金を

	もらい続けると無理である。料金収入÷有収水量なので、分子が上がるわけではない。 議長 事務局 議長 赤字ではないということか。 そうということである。 逆ザヤは解消されないけれども、補助金をもらうことで黒字という結果が出る。そこらへんを町民の方々に説明をして、理解をきっちりもらえるかというところだと思う。 私の方から、資料 No. 2-1 の料金体系表で案 1、案 2 を比較した場合に、基本的にこれが高料金対策補助金を 500 万円ずつ減らす仮定のもとの基本水量 5 m³か 10 m³かの違いで分かれている体系表になっていると思うが、案 2 の基本水量 5 m³になったときの各体系のアップ率を見ると、平均改定率が 69.7%に対して、0～10 m³は 40.3%と低い、肝心の 21 m³以上はそれ以上のアップ率になっている状況だが、ここらへんを町民に対して説明というのをどのように事務局としては考えているか。案 1 の方は 69.7%に対し各階層ですべてそれ以内に収まっているというアップ率になっているが、その考え方がどうなっているのかという説明をお願いしたい。 事務局 追加で資料を配らせていただきたい。(資料を配布) 2 つ資料を配らせていただいた。似たような円グラフの資料なのだが、片方は円グラフの上の方に使用水量別件数とある。もうひとつの方が円グラフの一番上に現行の料金で試算した場合基本水量 1 か月 10 m³、2 か月で 20 m³なのだが、料金の収入の入ってきた割合で比べたものである。使用水量別件数でいくと、10 m³以下は 827 件、11 m³～20 m³までは 690 件。これは 1 回の検針につき、どれくらいの件数がその使用水量の中に含まれているかということになる。水色の 10 m³以下と、オレンジ色の 11 m³～20 m³、これが現行の料金でいうところの基本料金の水量になっている方の件数である。全体の 33%くらいの方が基本料金内の使用水量であるという見方になる。灰色のところ、これが 2 か月間で 21 m³～60 m³使っている方の割合である。この方が件数の割合が多くて、だいたい半分くらいの方がこの使用水量である。61 m³～100 m³、黄色の部分だがこれくらいになると個人営業の方も含めて、仕事をしている方の割合が多くなってく
--	---

うで、101 m³～200 m³、201 m³以上の方については、件数的には非常に少ない件数になっている。その方がお支払いになっている料金が、見比べてもらってもう 1 枚の表になる。件数でいくと基本料金以内の方が 33%、水色とオレンジの部分足を足した数が基本料金にあたるわけだが、33%の方が水道料金全体の 11.4%、1 割ちょっとの料金を負担しているという見方になる。同じ灰色を見比べてもらと、49.5%の方が 21 m³～60 m³を使っていて、料金的には全体の 36.7%を負担している。黄色以上のある程度たくさん使っている方は、件数でいうと 4 分の 1 にも満たないわけだが、この方に半分以上の料金をお支払いいただいているという見方になる。それを踏まえて先ほどご指摘のあった案 2 の基本水量の上げ幅が 40.3%で 21 m³以上は 70%を超えているというご指摘なのだが、要はどこの方にたくさん負担をいただくかということになる。案 2 だと基本料金、水量の少ない方の負担が低い水準になっているため、その分をどなたかに負担をしていただかなければならないので、それが 21 m³以上使用している方のところで負担していただくという見方の案になる。どこかを増やせば、どこか減らせるという形になる。階層というがあるので、例えば大口の 101 m³以上の方に多く負担していただくということになると、極端に負担していただく件数は少ないので特定の方にご負担いただくということになってしまう。基本的には同じパーセンテージずつ増えるような形で設定はしてみたが、どうしても多い少ないというのは出てきてしまうし、設定の仕方によってかわってくると思う。資料 No. 2-1 の 21 m³～60 m³のところを 2 段階に分けたところがあるが、その率が目立って大きい。これは平均的に使われている方の従量料金が、今算定している料金だと若干足りない、収益不足になっている中だるみのところが出てきている。それなりに使っている方の負担というのはそれなりの料金としてカバーできているが、その中だるみの部分がありその部分をカバーしようとするとういった率が出てきてしまう。それに合わせて、資料 No. 2-2 の例えば左から 2 番目の案 6 を見ていただくとここは区分していない。21 m³～60 m³の間は区切らないで、ほぼ同じような率に平準化させた。ここで例えば案 2 を修正案で分けな

	ければ、同じような近い数字は出てくると思う。 議 長 今説明を聞いて、それなりにはわかるが、ただ、基本的に細かく基本水量を切った場合の基本水量 10 m³分というのを、使う人に割り振っているということになる。細かく基本水量 5 m³にした場合に、20 m³までというのは基本的にかわらない料金設定にしている。それなのに、21 m³以上というのは単純に基本水量 10 m³と比べた場合に増えてしまう。特に、41 m³～60 m³くらいは一番使う家庭が多いと思うが、そこらへんをきっちり説明できるのか。ただ基本料金として収入がなくなってしまう部分を割り振っているだけの形になっていると思う。 事務局 20 m³までの金額については、ほぼ平均改定率に合った数字になっている。料金体系についての要望といったことも踏まえた中で、そこを設定するとどうしてもそこに負担をかけなければ総収入的なところは補えないということになる。そのため、何%分かはその部分は上がってしまう。 議 長 それを町民に対して事務局としては説明できるということでもいいか。町民に対してしっかりその部分を理解が得られるような説明をできるか。もしこういう体系になったときに、きっちり説明していただくことになる。 事務局 元々の基本水量に対する考え方が、近隣もそうだが、生活の一定水準を守るため衛生的な観点から 20 m³、1 か月に 10 m³が適当という考えでやってきたと思う。ただ、生活様式や世帯人数がかわってきて、基本水量という考え方も事業体によってバラバラである。その料金体系を根本的に変えていくというのも 1 つはあるが、使用量に対して従量料金をもらっていくというのが、できるだけ細分化できたらいいと事務方としては思っていた。現状に合わせた料金体系にしていきたいというのが根本にある。その中で、配分はどうしてもそこについて、料金体系を変えることで全部が一緒の平均のものが全部かかるかということそれは不可能な話で、そこは多少なりとも大きい小さいは出てきてしまう。それから、単価についてもこれからこれをもっと精査していかなければならないが、円単位にするのかきりのいい 10 円単位にするのかによってもパーセンテージが変わってきていしまう。一律全部一緒にするというのは不可能である。
--	--

	委員 事務局	今のは、案 1、案 2 のことを説明しているのか。 はい。
	委員 議長 事務局	この案 3、案 4 については改定率 61.4% でまた違う。 考え方としては同じで、条件が違う。 片や 69.7% を平均で値上げが案 1 と案 2、案 3 と案 4 は 61.4% で当然異なっている。料金全体の平均である。
	委員 事務局	一般住民が自分のところだけ上がって納得できるか。 普通に考えて、企業がお金をいっぱい出すような感じを一般住民はそんな感じをしていると思うが、事務局とすると大手が水量減らされてしまうと経営に響くから怖いという面は当然ある。
	事務局	まだ決算を出していないので正式な数字と捉えないでほしいが、特に今年度は大口需要家の方々がものすごく減っている。全体で 3 割近く減っている。個人が逆に伸びている。コロナ禍の中での令和 2 年度の特徴である。特に、一番多く使うような事業者の方は相当使用水量と料金が減っている。
	委員 議長	10 m³以下が安すぎるのでは。 それと、11 m³～20 m³の 75 円というのが、当初に合わせて設定している数字になっていると思うが、ただ比率をみると 15% いるわけである。
	事務局	20 m³の料金は同額になっている。もっと言うと、20 m³の半分の 10 m³でも、半分になるわけではない。
	議長	それはわかっている。これを見たときに思ったのが、例えば案 1 の 21 m³～60 m³が 235 円、これを細かく分けたときに案 2 の方の 21 m³～40 m³と 41 m³～60 m³というのが平均して 235 円になるような設定ならまだわかりやすいと思った。ただ、基本料金のところで不足する分を他に割り振っているところでこういう違いが出るというのはわかるが、それを説明して町民の方に理解を得られるかというのが、この案の場合結構難しいのではないかと思う。
	事務局	そこは逆に言うところの議論の中で基本料金を上げた方がいいということであれば、それで試算する。意見の中に 5 m³という中の低所得者への配慮というものがあつたわけで、そういう意味も踏まえて入れている。それはこの中でご議論いただけたらと思う。あくまで案としてお示ししたものである。

	委 員	考え方はそういう多いところからいっぱい取るという考え方では。
	事務局	ならせば、もっと下を上げなければならない。
	議 長	料金の算出というのは、基本的には考えがあつてこのお金が出ているということか。案2の場合だと75円や258円というのは、こういう考え方で計算してこの額ですというものになるのか。
	委 員	近隣の料金の決め方もこうなっているのか。嵐山町を見たときに、一番低い基本水量のところは安くて、企業は高かったようなイメージがある。
	事務局	逓増分というのは、去年の審議会のときにお話しさせていただいたと思うが、ときがわ町は逓増率が低い。他のところはときがわ町よりも使用水量の少ない人は安く、たくさん使えば使うほど高くなるような料金設定になっている。また、算定要領の話になるが、これから使用水量が減っていく世の中ではあまり過度な逓増率避けた方がいいと書いてある。率でいうとだが、金額で見ると同じ率だけ上げていけば額にすると高い額が上がっているという見方もできる。嵐山町の基本水量は 5 m ³ で1,100 円。これは税込で、2 か月で1,100 円。例えば100 m ³ となると、15,325 円。ときがわ町は16,434 円でそんなにかかわらない。ときがわ町は逓増率が低い。
	委 員	なぜそうしているのか。
	事務局	元々がそうになっている。
	委 員	元々の考え方をもとにやっているということ。それを変えるのは考えないのか。
	事務局	今は発想が逆になってきていて、公平、公正という考えがある。
	委 員	そうすると、ある程度基本料金でもらって、1 m ³ の単価を下げるとというのは。基本料金がある程度高くないと維持管理にお金がまわっていかないから、料金を均等にするという考え方はあるが、基本料金も下げて逓増料金も下げてというのは難しい。
	事務局	元々の料金体系がこのまま現状できていて、ここでいっぺんに基本水量をどんと上げて倍にまでして上を緩やかにするというのは、これはなかなか理解が得られないと思う。
	委 員	施設の維持費がかかるという説明で、そうでないと水

	道事業が維持できない。そのために基本料金を上げたい といって水量を下げる方が、均等にみんなが負担してもらえ ると説明すればなんとかかなるのではないか。 事務局 議長 逆にいえば、ご議論いただければと思う。 ある委員の考え方として、少ない使用者の方をきっちり 使用量に合わせて料金体系を細かくという意見だった と思うが、そこらへんというのは水量別件数を見たところ 20 m³が3分の1を占めているような現状の中で、そこ を上げないようにした場合に、それ以外の人にそれ以上の 負担がいくということである。 委員 常々私が言っているのは、有収率の問題も含めて大事 な問題である。4,000万円からの漏水の費用がかかっている。 これをみなさんにも負担割合がいつているという現状がある。 それと、10 m³に満たない人たちが1,506世帯あるという現状が うまれている。ときがわ町の財政状況から見ると、非課税世帯の 人も1,300世帯くらいいる。そういう人たちが安心、安全な水 を安定供給するにあたっては、そこまで使わない人でも料金 がある程度その中に入って安心、安全な水を使っていただく というようなことも一つは私の考え方である。事務局の言う ように上げ幅がかわってくるということは、使えば使うほど 上がるという現状はあまりよくないという考え方は持っている にしても、ある程度体系をかえていかなければいきなり上げ 幅を示して現状のままということは、かえってあまり理解を 得られないような気がする。 委員 私は、全体的なみんなが使っているものに関しては、 みんなで負担していかなければいけないというところで、た しかにあまり使わない方が3分の1いて、その方たちを低く抑 えたいという気持ちはわかるが、ただそうなると21 m³~60 m³まで使っているような家庭や、これから子供を育ててい かなければいけない家庭に逆に負担が乗っかっていつている のではないかと思う。ただ、ここを上げなければいけないとい うのは、今までその世帯が逆にちょっと優遇されていたとい うことの計算でもある。でも、84%という数字を見るとここ は確かにどんと高い気がするので、ここは分けないで、資料 No.2-2の5段階という形ですと、71.4%と84.3%の間くら いの数字にきつとなると思うが、他の委員が言うような全体的
--	--

	な基本料金はみんなでまかないましようという考え方が最低限必要なところだと思う。使用水量の少ない方でも、その土地のその町のその道具を使っているというところで、そこはみんなで背負わなければいけないところだと思う。 議 長 他に基本水量について意見はあるか。検討するにあたって最後までこの 2 つを残すか、これを絞り込んでしまいか、いかがか。 基本水量 1 か月あたり 5 m³に設定するのがいいと思う委員は挙手をお願いしたい。 (2 名挙手) 従前どおり 10 m³というのを維持すべきという方は挙手をお願いしたい。 (3 名挙手) (1 名はどちらも挙手せず) <休憩> 議 長 基本水量を分けるかどうか意見が割れているような状況なので、再度事務局に基本水量を 1 か月あたり 5 m³にした場合の計算の考え方などの資料を作ってもらい、それを聞いたうえで判断したいと思うがいかがか。 (異議なし) そうすると、今回 8 案示されている中で基本水量の 2 通りの考え方はまず残す。あとは、率の考え方で 4 案示されている中で、今回示された中では最高 69.7%、最低 34%という中で、そして今日いろんな意見を聞きながら修正案というの、必要な資産維持率が 2%というのが、どの程度になるかを見させていただきたいと思う。そう考えたときに、逆ザヤが発生しない改定率は出せるか。 事務局 はい。 議 長 それが最高の改定率だと思う。最低の案 8 の 34%というのを残すかどうかというところで、これは資産維持率 1.11%。実際に資産維持率を基準の 3%からどこまでにするかという中で、事務局の回答の中で実績が 1%ちょっとというところで例年通りということだが、やはり水道施設が老朽化しているので今後減ることはないと思う。そうすると、資産維持率もやはり 2%くらいは見込んでおか
--	--

		ないと経営の安定化にはつながっていかないと思う。そこらへんについて、みなさん何か意見はあるか。
委 員		資産維持率 1.11%の問題について、先ほど 2%くらいという意見もあったが、令和 4 年度から令和 8 年度までの計画の中では十分なのか。
事務局		十分ではない。先ほど説明の中でお話したが、令和 8 年度末に資金ショートしないぎりぎりのラインであり、資金不足寸前の状態である。最低ラインはこれでいえば 34%以上上げなければならないというのはわかると思う。この前で何%最低上げなければいけないのかという話もあったので、そのぎりぎりのラインを試算したものである。
委 員		余裕はないということか。
事務局		そういうことである。
議 長		まとめさせてもらいたい。高料金対策補助金については、7,000 万円維持ということで、算定してもらうということでよろしいか。あと、料金体系については、基本水量 1 か月あたり 5 m ³ と 10 m ³ のものを再度作ってもらう。今度作る条件としては、資産維持率を、資金ショートを起こさない最低限、収支の違いがあっても算定期間の中でぎりぎりやっていける率と、真ん中が 2%、最高が逆ザヤを解消できる率とする。
事務局		3%はいらないということでもいいか。
議 長		いらない。あと、料金改定の算出根拠的な資料も説明していただきたい。
事務局		基本料金を 5 m ³ と 10 m ³ の 2 パターン作るということで話はわかったが、ここで資料 No. 2-1 の方と資料 No. 2-2 の方で 21 m ³ ～60 m ³ のところを 2 つに分けているものと分けていないものがあるが、これは分けないということでもいいか。
議 長		21 m ³ ～60 m ³ については、現行が分かれていない中で、やはり少人数のあまり使わない家庭を考慮した中で細かく基本水量の方を設定するという考え方に基づく、21 m ³ 以上の一般家庭は同じ条件の下で改定したほうが良いと思うが、いかがか。 (異議なし)
		そうすると、21 m ³ ～60 m ³ については 1 つの改定ということでの資料で願います。他に何か意見はあるか。

	委 員	企業債は 500 万円増やすと大変か。
	事務局	借入額なので、少ない方がいいと思う。逆に、条件の設定にあたり、4,000 万円で統一していいか。
	議 長	4,500 万円にした説明がなかったのでみんなわかっていない。
	事務局	率を下げるための 1 つの方法である。
	議 長	ということであれば、4,000 万円でもいいのではないか。
	委 員	4,000 万円の根拠はわからないが、企業債を借りないと建設改良費が 4,000 万円は絶対に必要な額ということではないのか。
	事務局	経営戦略上では、概ね 30%ということで試算している。
	委 員	料金改定を決めるときに、資産維持率を何%としたときに企業債はこれだけないとできないというのをのせるのではないか。
	事務局	その計算で経営戦略は作っている。お金が足りないから 4,000 万円は借りてくる。企業債の借入も工事の全部が起債対象とはならないので、工事費に対して満額は借りられない。そのあたりを加味してこういう計算になっている。
	議 長	他に何かある方はいるか。 (なし) それでは次回の審議会にあたって、先ほどの資料の用意をお願いしたい。
	議事 2	その他
	日程調整	
	説明者	事務局
	説明の概要	次回の審議会は 8 月下旬で調整したい。具体的な日程については後日連絡を入れる。
	閉会	小宮正副会長閉会あいさつ
配布資料	・ 次第	
	・ 参考資料	新聞記事
	・ 資料No.1-1	【案 1】【案 2】料金改定率 69.7% (案)
	・ 資料No.1-2	【案 3】【案 4】料金改定率 61.4% (案)
	・ 資料No.1-3	【案 5】【案 6】料金改定率 39.7% (案)

	・資料No.1-4 【案7】【案8】料金改定率 34.0%（案） ・資料No.2-1、資料No.2-2 料金体系（案） ・ときがわ町水道審議会会議録 ・段階別料金収入予測 ・段階別件数予測
--	---